

平成 26 年度第 3 回高知県障害者施策推進協議会の概要

1 日 時 平成 27 年 1 月 23 日（金） 14:00～16:50

2 場 所 高知県教育センター分館 大講義室

3 出席者

【委 員】岡本委員、小田切委員、片岡委員、川原委員、杉本委員、
竹島(春)委員、竹島(和)委員、津野委員、寺岡委員、野村委員、
平野委員、福井委員、藤原委員、松本委員、南委員（20 名中 15 名出席）

【事務局】福留地域福祉部副部長 他

4 議事内容

(1) 第 4 期障害福祉計画について

事務局から第 4 期障害福祉計画の素案の説明をした後、質疑応答を行った。

(2) その他報告事項（1）

事務局から「障害者手帳の統一」について説明した後、質疑応答を行った。

(3) その他報告事項（2）

事務局から「障害支援区分」について説明した後、質疑応答を行った。

【質疑応答要旨】

(1) 第4期障害福祉計画について

(委員)

- ・発達障害でいじめられるケースがある。

高知大学附属の特別支援学校は、高知大学の学生と一緒に陸上などのトレーニングをしている。歳が近い学生と一緒に過ごすことで、発達支援にとりかかれると思うので、学生にも協力をお願いできるところかと思う。

(事務局)

- ・発達障害はコミュニケーションの障害で非常に特性が理解されにくく、いじめなどの問題が生じると言われている。療育福祉センターに発達障害者支援センターがあり、県民を対象に理解促進のための講習会・研修会等を実施しているし、新たに先生になった人に対する研修の際に、発達障害の子どもへの支援ということも取り入れてもらっている。

(委員)

- ・重症心身障害児の保護者等へのレスパイト（休息支援）のためにも、通学・通園の考え方、補助などをお願いした。どのように具体的に専門的な助言や技術支援を行っていくのか、聞かせてほしい。

(事務局)

- ・重症心身障害児の保護者の介護負担の軽減は非常に大切だと考えている。短期入所の受入れができる事業所が県内に3ヶ所となっており、なかなか学校が休みの時等には利用が集中することがある。そのため医療機関で短期入所の受入れができる制度があるが、県内では、まだ医療機関での受入れはない状況。医療機関での入院の診療報酬と障害福祉サービスの短期入所の報酬では差があり、入院のほうが高い。この差があるため進まないという課題があり、報酬の差額を助成する制度を作り、医療機関で積極的に短期入所をしてもらうように取り組んでいる。

(委員)

- ・障害福祉サービス等の見込量の数値は、県が行ったアンケート調査によるものか、市町村等の積上げによって得られた数値なのか。こちらで把握している数値と随分違う。入所施設系を希望している人が少なくとも150人近くいる。

(事務局)

- ・サービスの見込については、県が実施した施設利用者や特別支援学校の在校生へのアンケートの結果を市町村に情報提供し、市町村は、県が提供した結果と市町村が実施した在宅生活者等の調査結果をもとに今後のサービス利用を見込んでいる。計画期間中に入所施設から在宅生活等へ移行する人は94人と見込んでいる。こうした施設に空きができる分、あるいは地域生活支援拠点等を作っていく事で在宅生活の支援を強化していく中で見込んだもの。

(委員)

- ・障害福祉計画の見込みでこれぐらいのサービスとした場合に、それを支える人間が必要。障害関係でも人手不足が起こってきている。計画で数値を出しても、支える人がいないと絵に描いた餅になってしまう。

(事務局)

- ・福祉人材の確保は非常に厳しい状況で、今後増大していく福祉分野のニーズに対応

していかなければならないということで、福祉人材センターの体制強化や周知啓発など、打てる手はできるだけ打っていきこうと取り組んでいる。引き続き、関係団体の皆さまの声も聞きながら、さらに対応策を強化できるように検討していく。

(委員)

- ・団塊の世代が高齢になってくる。人口が多いということは障害を持っている人も多いと推測される。そういう人で家族が看れない人が今よりも多くなる。それを踏まえて計画の数値を吟味しないといけない。

(事務局)

- ・障害の人の高齢化は今後どんどん進んでいくと思う。市町村が見込んだ数値を積上げているが、進捗状況を検証して改善する PDCA をまわしていくことが大事なところで、この第4期計画期間中の状況について実態を把握し、しっかり検証して次計画に繋げていく。

(委員)

- ・福祉施設から出ることの促進については、多くのページを費やしているが、在宅やグループホームから入所施設を利用ということは全く書かれていない。在宅へということと逆流した（施設へ）という計画も必要ではないかと考える。

(事務局)

- ・昨年の秋ごろにサービス等利用計画の策定が進んでいないとあったが、4期計画策定にあたって、十分にできていない中での見込みとなった面がある。4月からはサービス等利用計画を作るケアマネジメントの中で、在宅生活は厳しく入所施設が必要という人も出てくると思うので、計画期間中の検証をしっかりと行っていきたいと思う。

(会長)

- ・介護人材の確保は、高齢の計画では一定の数値の必要性を出していたが、障害の計画では、福祉人材の見込みや確保などは、計画の中にはないのか。

(事務局)

- ・介護保険では、次の第6期計画に、国が示したワークシートでサービス量を見込めば、自動的にこのくらいの人材が必要と出るような仕組みになっているが、障害福祉サービスでは、そこまでいっていない。ただ、今回の4期計画の整備目標からいうと、例えば通所サービスやグループホームの利用の増加により、非常に粗く見込んで200人程度、障害児の通所サービス等で100人程度、合計で300人程度の人材確保が必要になると考えている。

(委員)

- ・中央西圏域に高知市が入っているが、見込量等、括弧書きでいいので、高知市分を入れてほしい

(事務局)

- ・見込量や実績について、可能な限り括弧書きで高知市分を抜き出すようにする。

(委員)

- ・今の65歳以上の人の介護保険の支給量では足りない、質的にも障害者制度の方が生活のニーズに合っているという例もある。特定相談支援事業所と介護保険のケアマネ事業所が一緒にマネジメントできなければ、介護保険が優先されて、せつかくの障害者制度が生きていかないとと思う。今は、介護保険のケアマネ事業所と特定相談支援事業所を一緒に行っている事業所は無いと思うので、連携して行えるようなシステムが

いると思う。

(事務局)

・介護保険のサービスだけで不足する人については、障害福祉サービスと併用できる制度になっている。障害者の特定相談支援事業所は県内にたくさんできているが、サービス等利用計画づくりに追われている状況で、これから質の向上にも取り組んでいく必要がある。そうした中で、介護保険の居宅介護支援事業所との連携についても、研修等の中で周知をしていきたい。

(委員)

・27年4月からサービス等利用計画がないと、サービスが利用できないことになっているが、今利用している人の計画がどのくらいの割合できているのか。また、更新までにできるのかどうか。今利用している人がサービスを利用できない状況にならないのか。

(事務局)

・サービス等利用計画の作成状況の実績について、12月末現在で、県下の障害者総合支援法分が43.1%の達成率で高知市を除くと60.1%となっている。児童福祉法分は県の平均達成率が30.2%、高知市を除くと71%です。今年度、相談支援事業所が新たに10ヶ所程度設置されている。取り組みが遅れていると懸念していた市町についても人員増や新たな事業所の設置の予定、セルフプランや国の示した代替プランを活用、研修を通じて必要な人材の確保に努めることにしている。

(委員)

・入所施設から在宅生活への移行と反対に、在宅の人、自立訓練をしているところから入所施設への希望する人が多い。機能訓練は有期限になっているが、なかなか在宅にも入所にも期限が過ぎているのに出ることができない状況。実際、機能訓練してどれくらいの割合で在宅へ帰っているのか。

(事務局)

・機能訓練は標準的な利用期間が1年6か月と規定されており、必要な場合は更新できることになっている。県内で機能訓練をおこなっているのが1ヶ所で、こちらの状況を聞くと、利用者は非常に高齢の人が多く、訓練しているが、なかなか受入先となる家庭の状況も厳しく、入所施設の利用を希望する人もいと聞いている。在宅の復帰率については、データを持っていないので、改めてお知らせする。

(委員)

・高知県の登録手話通訳者は97人いるが、実際に動けるのは35人程度。ほとんどの人が本職を持っており、仕事を調整して通訳へ行ってもらうこともあるし、高知市内では12,13人くらいの数。広域的な派遣については、近隣の市町村の通訳者にあたって駄目であれば、高知市または聴覚障害者協会の設置通訳者が遠方の市町村に行くようにしているが、緊急時の場合は対応がなかなか厳しい面があり、いつもギリギリの状態。

計画(案)63ページの「市町村での対応が困難な場合に派遣の実施に努めます。」とあるが、市町村の対応が困難な場合とはどういうケースか。郡部のほうでは予算内であれば、ほとんどの内容で手話通訳の派遣を認めているが、高知市の場合は、いろいろ制限があるので、県で予算を組んで通訳派遣ができるという意味か。病院、子どもの教育に関わる場所などを自分なりに選んで、最低限の通訳を頼んでいるわけなので、

格差が発生するのは非常に困る。

(事務局)

・派遣事業の高知市の概要について、詳しいところを把握していないので、中身を確認し、高知市と前向きに検討したいと考えている。

(委員)

・厚生労働省が意思疎通支援のモデル要綱を示し、全国的に要綱の見直しを行っているが、高知県はまだ。設置手話通訳の数も高知県は全国で一番悪い設置率。1990年当時の四国4件とも5人だった。20年経って他の県では2桁に増えているが、高知県は同じまま、手話で対応できないことが配慮がないことに繋がらないか疑問。

(事務局)

・設置手話は高知県は3人設置しており、市町村の手話通訳が動けないときなどのフォローをするようお願いしているが、3人ではきついという話もあるので、検討しなければならないという認識。

また、意思疎通支援事業の要綱について、高知県では手話派遣の分と要約筆記の分と別々の要綱になっている。他県でもまとめているところ、それぞれのところあり、一長一短があるが、まとめる方法で検討を進めているので、遅くなっているが、今後とも協力をお願いする。

(事務局)

・手話通訳者も人材確保という点では、これまでも取り組んでいるが、さらに充実をしていく必要がある。特に手話通訳のいない地域があるので、そうした空白の地域を無くしていくことが非常に大事なことだと思うので、聴覚障害者協会とも協議をしながら取り組んでいきたいと考えている。

障害者総合支援法が平成25年4月に施行をしているが、この法律の附則の中で、手話通訳等を行う方の派遣、その他聴覚言語機能のため意思疎通を図ることに支障がある障害者に対する支援のあり方について、3年を目処として検討していくとしているので、こういった検討も国において始まってくるかと思う。こうしたところも注視しながら県としての対応について検討していきたいと思う。

(委員)

・私どもの会社に聴覚障害の子がいて、ちょうどこの1週間ほど様子がおかしいということで、手話通訳に来てもらい、ミーティングを行った。なかなか会社に来てもらうのは大変だと思う。そういう障害雇用を守るという意味でも企業のバックアップを是非お願いする。

(2) その他報告事項「障害者手帳の統一」について

(委員)

・精神手帳の場合、2年更新で、4年で写真を換えないといけないと高知市に言われるが、写真の更新はどうなるのか。

(事務局)

・精神の手帳は2年ごとに再認定という制度。特に、4年に1回写真を変えなければいけないという制度にはなっていない。高知市分も含め高知県内の分は全部精神保健福祉センターで事務処理をしているので、特に高知市だけが異なった取扱いをしているという話も聞いたことはないが、なお高知市保健所に確認する。

(3) その他報告事項「障害支援区分」について

(委員)

- ・支援区分には非常に危険性が1つある。認定員が1人で来ることが多く、一時判定のパソコン入力でミスをする危険性がある。これを誰もチェックしない。

支援区分になって、細部にわたって認定について見ているが、明らかに間違いの認定が行われる場合もあり、その時は、やり直しを頼むが、支給決定があってから2ヶ月後くらいになる。その間、正当なサービスを受けられなかったこととなり、事業者としては正当な報酬を受けられないわけだが、遡及制度がなく、利用者本人が泣くか事業者が泣くことになる。

複数で認定調査にあたり、入力作業も複数で間違いがないかということをやらないと。現実間違いが起きているので、周知徹底、きちっと研修を積み重ねてほしい。

(会長)

- ・間違いがあってはいけないことなので、複数の人をどこも構えるかどうかは別にして、やり方の問題もあると思うので、ミスが生じない対応や研修を今後も県に是非お願いする。

(4) その他の質疑応答

(委員)

- ・人口が減っている中で、知的障害の生徒は増えている。各圏域ごとに、もうすこし身近なところで、親と一緒に学べる地域に学校が欲しいというのがお母さんや子どもたちの願いなので、前向きに検討を。

(事務局)

- ・知的障害の特別支援学校は、平成23年度に児童生徒数が増えたこともあり、それぞれの学校の狭隘化の解消を図りながら地域でできるだけ学べるというところで分校を2つ設置した。今後は特別支援学校もそうだが、小・中学校の特別支援学級の先生にもきちんと専門性をつけてもらうことも行いながら、インクルーシブ教育システムの構築も理念として掲げられているので、そういったことも考えながら、今後の学校設置を考えていきたいと思う。

(委員)

- ・お母さん達と話していたら、学級によってあたりはずれがあると言う。当たり外れのないようにお願いする。

(委員)

- ・江ノ口養護学校の高等部が学年制で、留年するとまた行かなければならない。単位制にしてくれれば、単位さえ取っていればそのうち卒業できる。病弱・虚弱児は学校に行く事が難しい。

今、文科省がITによる通信教育を推進しているということで、通信教育を小中高通じて受けることができれば、学校へ行く体力のない子も家で教育を受けられるようになると思う。

(事務局)

- ・江ノ口養護学校の高等部は、柔軟な対応をしているが、完全な通信制、単位制には至っていない。近年、児童・生徒の実態も随分以前と変わっているので、今後の江ノ口養護学校をどうしていくべきか検討にしていきたいと考えている。また教育の中身

についても検討していきたいと考えている。

(委員)

- ・他の県で療育手帳を申請しに行ったら、B2の人で、療育手帳を取れない県があると聞いたが本当か

(事務局)

- ・療育手帳は各県で行っている制度で、県によって若干だが、認定の基準に差があると聞いている。

(委員)

- ・一般就労の職場で、障害の理解がなかなか難しく、そこで働く自閉症等の人たちがコミュニケーションが図れず、継続して仕事を続けていくことが大変。やはり啓発やジョブコーチを通じて職場での理解とか就労が長く続くような支援の徹底をお願いしたい。

(事務局)

- ・県では、特別支援学校の高等部3年生時に職業訓練を受け、就職したときは、訓練生ということで就職後も課の職員が2、3ヶ月に1度会社の方に訪問し、継続して定着支援をしている。訓練生以外の人も障害者就業・生活支援センターを各障害保健福祉圏域に設置しているので、利用してもらえれば、定期的に訪問していくので、小さなことから一緒に支援ができる。

(委員)

- ・(仮称)子ども総合センターについて、成人もお世話になる施設でもあるので、仮称の呼び方を変える検討をしてほしい。

(事務局)

- ・子ども総合センターについては、建物を合築する療育福祉センターと中央児童相談所の両機関の総称としている。総称の使い方、大人の利用ということも含めて検討する。

(委員)

- ・ハローワークに相談に行っても、難病患者を受け入れてくれる事業所がないので、なかなか就労できていない。中央東福祉保健所でアンケートをしたが、県全体でどれくらいの人が就労できているか等調査をし、働きたい意欲はあるが働く場所がないので、就労について取り組んでもらいたい。難病患者がたくさん就労すれば、難病であることを隠さずに就労できる人も増えてくると思う。

(事務局)

- ・難病の患者の人に様々な助成をしているが、現在6,000人ほどいる。この秋の受給者証の更新の手続きの際にアンケートも行った。全ては集計できておらず、今約1,330人の結果だが、その中で「就労や雇用の継続に関して情報が欲しい、相談したい」人は145人。現在6,000人の中で約半分が65歳以上の高齢者でそれを除いて仕事に就いている人は約半分なので、全体の4分の1の人が就労しており、その他、家事労働といった人も結構いる。意見をもらったので、27年度の受給者証の更新手続きの際に調査をしてみたいと思う。

(委員)

- ・難病の人の福祉サービスだが、医者には患者から相談のあった時に相談窓口にいきなさいと言ってもらえるようにしてほしい。

また、団体の方から相談窓口があるから行きなさいと勧めても、市町村によって使えるサービスに差があり、その地域に福祉サービスがない場合がある。

それと、障害支援区分に調査内容をみると該当する人が大勢いると思うが、こういう制度を知らない人もたくさんいると思う。

(事務局)

- ・日常生活用具の利用で市町村でかなり差があると聞いているので、隣の市町村が対象にしているものの情報も非常に重要と考えており、県の担当者会で情報提供している。

医療機関への周知は、1月1日からの特定疾病のサービスに関わる対象疾病の拡大の通知にあわせて国が作成したリーフレット等を関係機関含め送付している。またサービスの手続きのことも県がリーフレットを作成しているので、出来次第配布する。

障害支援区分の認定について、認定調査員の研修を毎年実施しており、その中で難病の人の特徴も理解した上で、調査を行うようにとしている。

(委員)

- ・難病患者の就労について、なんとか(受け入れてくれる)事業所を増やしてほしい。

(事務局)

- ・健康対策課と障害保健福祉課等と連携を取って対応していきたい。

(委員)

- ・精神障害の人は自立支援医療と障害者手帳とすごい差がある。病気と障害の区別がつかないところがあり、相談を受けていたところがどんどん減ってきている現状がある。

(事務局)

- ・精神障害者の保健福祉手帳の交付を受けている人は4,200人。これに対し自立支援医療の通院公費の受給者証の交付を受けている人が1万人を超えている状況でかなり差がある。障害者の相談支援の実態をよく把握し、相談支援の充実について取り組んでいきたい。

(委員)

- ・ひきこもりの相談支援センターにかなりの数が上がっているが、実際にひきこもりの人がどれだけいて、相談件数がどれくらいでその中には半分以上障害者がいると思うが、実態が全く見えない。ひきこもりの人たちの実態がどんなものか、見えてきたほうがありがたいと思う。

(事務局)

- ・ひきこもり地域支援センターは平成21年に精神保健福祉センターの中に設置している。現在、毎月70件程度の相談がある。ひきこもりの課題は非常にデリケートな課題で、県内の実態についてなかなか調査できず、掴めていない。ただ、相談に繋がった人は精神保健福祉センターで「青年期の集い」等も行っているし、家族を含めた個別の支援に取り組んでいる。

(会長)

- ・県社協で行っている「障害者110番」は非常にリピーターが多く、精神障害の人が多いのが実情。電話相談を気軽にしてもらえようような対応をしているが、少しリピーターが多すぎて、それ以外の人に繋がりにくいという問題もあるので、考えていかないといけないと思う。

若者サポートステーションで対応している中に、長期のひきこもりから出てくることができるようになったケースもある。難しい面もあるが、ひきこもりの人への支援、相談支援はどうすれば繋がっていくかということは今まで取り組めていない部分もあると思うので、県として今後、課題意識を持って取り組んでほしいと思う。

(委員)

- ・今まで相談支援を丁寧に役割として行ってきた、精神障害に関しては非常に重要なテーマだったが、サービス利用計画を作っていく中で、一般相談を受けていく部分が非常に弱くなってしまっている現状がある。サービスを利用しないと、事業所はお金にならない。利用しない人についての相談はただ受けるものになってしまう構造が気になる。

(委員)

- ・一般就労を目標とした人たちへの体験の場所の提供というのはなかなか難しいと思うが、一宮中学校で「校内ハローワーク」というものが昨年あり、県内から31の企業が参加して、各1～3年生で30分ずつ顔を合わせる場所と生徒10人に1人が講師という形で事業の説明、心がけなど、就職するにあたってどんなことを考えていたらいいか話をする場があった。ぜひ、このような形で障害者の人に機会を設けてあげたら、いろいろな出会いがあるのではないかという気がする。